【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成29年10月16日

【会社名】 株式会社ネクステージ

【英訳名】 NEXTAGE Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 広田 靖治

【本店の所在の場所】 名古屋市中区新栄町一丁目 1 番地

【電話番号】 052-228-6914(管理本部)

取締役管理本部長 安藤 弘志 【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中区新栄町一丁目 1 番地

【電話番号】 052-228-6914(管理本部)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 安藤 弘志

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 877,437,600円

> (注) 募集金額は、発行価額の総額であり、平成29年10月6日 (金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式 の終値を基準として算出した見込額であります。

該当事項はありません。 【安定操作に関する事項】

株式会社東京証券取引所 【縦覧に供する場所】

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

# 第一部 【証券情報】

# 第1【募集要項】

# 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	390,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株

- (注) 1 平成29年10月16日(月)開催の取締役会決議によります。
  - 2 本募集とは別に、平成29年10月16日(月)開催の取締役会において、当社普通株式1,503,000株の新株式発行に係る一般募集及び当社普通株式1,097,000株の自己株式の処分に係る一般募集(以下併せて「一般募集」という。)を行うことを決議しております。また、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から390,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」といい、一般募集と併せて以下「本件募集売出し」という。)を行う場合があります。
  - 3 本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社を割当先として行う第三者割当増資(以下「本第三者割当増資」という。)であります。 オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
  - 4 本第三者割当増資及び一般募集とは別に、平成29年10月10日(火)開催の取締役会において、平成29年12月1日(金)付で当社普通株式1株を3株に分割することを決議しております。この株式の分割は、平成29年11月30日(木)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき3株の割合をもって分割するものであります。
  - 5 振替機関の名称及び住所 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

# 2 【株式募集の方法及び条件】

# (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	390,000株	877,437,600	438,718,800
一般募集			
計 (総発行株式)	390,000株	877,437,600	438,718,800

(注) 1 本募集は、前記「1 新規発行株式」(注)3 に記載のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連 して、野村證券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関 係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称			野村證券株式会社		
割当株数			390,000株		
払込金額			877,437,600円		
	本店		東京都中央区日本橋一丁目9番1号		
	代表	者の氏名	代表執行役社長 森田 敏夫		
割当予定先の 内容	資本:	金の額	10,000百万円		
	事業	 の内容	金融商品取引業		
	大株:	±	野村ホールディングス株式会社 100%		
	出資	当社が保有している割当予定先の株式の数			
出分 しの間接	関係 割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成29年5月31日現在)		19,198株		
当社との関係 取引関係			一般募集の主幹事会社		
人的関係					
当該株券の保有に関する事項					

- 2 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される 資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上 げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じ た額とします。
- 3 発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額は、平成29年10月6日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

#### (2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	100株	平成29年11月27日(月)	該当事項はあり ません。	平成29年11月28日(火)

- (注) 1 発行価格については、平成29年10月23日(月)から平成29年10月26日(木)までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価額と同一の金額といたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を本第三者割当増資の発行数で除した金額とします。
  - 2 本第三者割当増資においては全株式を野村證券株式会社に割当て、一般募集は行いません。
  - 3 野村證券株式会社は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し 等について」に記載の取得予定株式数につき申込みを行い、申込みを行わなかった株式については失権とな ります。
  - 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

# (3) 【申込取扱場所】

場所	所在地	
株式会社ネクステージ 本社	名古屋市中区新栄町一丁目 1 番地	

# (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地		
株式会社三菱東京UFJ銀行 名古屋中央支店	名古屋市中区錦三丁目21番24号		

# 3 【株式の引受け】

# 4 【新規発行による手取金の使途】

# (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
877,437,600	6,000,000	871,437,600

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
  - 2 払込金額の総額は、平成29年10月6日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

#### (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限871,437,600円については、本第三者割当増資と同日付をもって決議された一般募集の手取概算額5,823,584,000円と合わせ、手取概算額合計上限6,695,021,600円について、4,164,000,000円を平成30年11月末までに新規出店のための設備投資資金に、2,531,021,600円を平成30年11月末までに新規出店に係る商品仕入のための運転資金に充当する予定であります。なお、残額が生じた場合には、平成30年11月末までに返済期日を迎える金融機関からの借入金の返済資金に充当する予定であります。

実際の支出までは、当社名義の銀行口座にて適切に管理いたします。

なお、後記「第三部 参照情報 第1 参照書類」に記載の有価証券報告書(第18期事業年度)中の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設等」に記載された当社グループの設備投資計画は、本有価証券届出書提出日(平成29年10月16日)現在、以下のとおりとなっております。

	事業所名	事業所名 事業 (所在地) 部門	設備の	投資予定額		\m \ +=\+ \ \ \ \			完成後の 増加能力
<b>全社名</b>			内容	総額 (千円)	既支払額 (千円)	資金調達方法	着手年月	完了予定年月	(展示可能 台数)
	ネクステージ彦根店 (滋賀県彦根市)	中古車 販売事業	店舗	320,000		自己資金、 増資資金及び 自己株式処分資金	平成29年10月	平成30年1月	200台
	ネクステージ和歌山店 (和歌山県和歌山市)	中古車 販売事業	店舗	328,000		自己資金、 増資資金及び 自己株式処分資金	平成30年4月	平成30年7月	200台
	総合店 4店舗 (未定)	中古車 販売事業	店舗	1,220,000		自己資金、 増資資金及び 自己株式処分資金	平成30年 1 月~ 平成30年 6 月	平成30年 4 月~ 平成30年 9 月	800台
提出会社	SUV LAND堺店 (大阪府堺市)	中古車 販売事業	店舗	302,000		自己資金、 増資資金及び 自己株式処分資金	平成29年12月	平成30年3月	200台
挺山云仙	SUV LAND 1店舗 (未定)	中古車 販売事業	店舗	252,000		自己資金、 増資資金及び 自己株式処分資金	平成30年7月	平成30年10月	200台
	ジャガー・ランドロー バー天白 (名古屋市天白区)	新車 販売事業	店舗	411,000		自己資金、 増資資金及び 自己株式処分資金	平成29年7月	平成30年10月	30台
	正規ディーラー 3 店舗 (未定)	新車 販売事業	店舗	1,111,000		自己資金、 増資資金及び 自己株式処分資金	平成30年8月	平成30年11月	90台
	オートステージ 1店舗 (未定)	中古車販売事業	店舗	220,000		自己資金、 増資資金及び 自己株式処分資金	平成30年8月	平成30年11月	100台

- (注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
  - 2 投資予定額には、保証金を含んでおります。

# 第2【売出要項】

該当事項はありません。

# 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

# オーバーアロットメントによる売出し等について

当社は、平成29年10月16日(月)開催の取締役会において、本第三者割当増資とは別に、当社普通株式1,503,000株の新株式発行に係る一般募集及び当社普通株式1,097,000株の自己株式の処分に係る一般募集(一般募集)を行うことを決議しておりますが、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から390,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。本第三者割当増資は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために行われます。

また、野村證券株式会社は、本件募集売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成29年11月20日(月)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により 取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社は本第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

# 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

# 第4 【その他の記載事項】

# 第二部 【公開買付けに関する情報】

# 第三部 【参照情報】

# 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

# 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第18期(自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日)平成29年2月21日東海財務局長に提出

# 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第19期第1四半期(自 平成28年12月1日 至 平成29年2月28日)平成29年4月7日東海財務局長に提出

# 3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第19期第2四半期(自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日)平成29年7月7日東海財務局長に提出

# 4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第19期第3四半期(自 平成29年6月1日 至 平成29年8月31日)平成29年10月10日東海財務局長に提出

# 5 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年10月16日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年2月22日に東海財務局長に提出

# 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成29年10月16日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更がありました。

以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更箇所については<u></u> 野で示して おります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成29年10月16日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

#### 「事業等のリスク]

事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、<u>本有価証券届出書提出日(平成29年10月16日)</u>現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経済情勢に係るリスク

中古車の需要は、事業展開する国内における景気動向や消費動向等の経済情勢に大きな影響を受けます。従って、急激な経済情勢の変化により、当社グループの業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

#### (2) オートオークションへの依存について

当社グループは、小売車輌の多くをオートオークション会場からの仕入に依存しております。当社グループは、 当該オートオークション会場が定める規約を順守すべく業務手続きを整備し、当該手続きに則り業務を遂行するよう努めておりますが、オペレーションミス等によりオートオークション規約に抵触し、オートオークション会場から取引停止等の処分を受ける可能性は皆無ではなく、結果、適時に仕入を行えず業績に悪影響を与える可能性があります。また、オートオークション会場への出品台数が減少し、相場が高騰する可能性も皆無ではなく、原価上昇分を販売価格に転嫁出来ない場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

#### (3) 当社グループ独自の仕入ルート開拓におけるコスト増加について

当社グループは、将来の成長戦略を支えるうえで、オートオークション会場以外の仕入ルートを開拓する必要があると認識しており、買取り等を強化していく方針です。ただし、当該活動にかかるコストが想定以上に増加した場合や、期待する効果が得られなかった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

#### (4) 店舗の賃貸物件への依存について

当社グループは店舗の大部分を賃借しており、出店にあたり敷金・保証金及び建設協力金を差入れております。 敷金・保証金は契約期間の満了時に返金され、建設協力金は当社グループが支払う賃借料との相殺により回収され ます。契約に際しては、相手先の信用状態を判断したうえで出店の意思決定を行いますが、ロードサイド店につい ては賃借期間が15~35年と長期に亘る場合が多く、当該長期の契約期間中に倒産その他賃貸人の信用状態の予期せ ぬ悪化等の事由により、差入れた保証金等の全部又は一部が回収できなくなり、当社グループの業績及び財政状態 に影響が及ぶ可能性があります。

#### (5) 人材獲得及び教育について

当社グループは、顧客にとって満足度の高いサービスを提供する方針の基に、事業の拡大を図っておりますが、その実現のためには継続的に優秀な人材を確保していく必要があると考えております。このため、当社グループでは、人員計画を綿密に作成し、人事制度の刷新等を図ることで、魅力的な職場環境の実現並びに適切な採用コストの管理に取り組んでおります。しかしながら、予想以上に人材獲得競争が激化し、期待する優秀な人材を獲得できない、あるいは採用コストが増加する可能性もあり、その場合、当社グループの業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

また、当社グループは、顧客満足度やブランド力の維持・向上のためには、人材教育を更に強化していくことも必要であると考えております。従って、教育研修制度の改善に継続的に取り組んでおりますが、充分な技能を持った従業員の教育に時間を要した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

#### (6) 個人情報管理及びシステム管理のリスクについて

当社グループは、販売した車輌の名義変更等で顧客の印鑑証明書や住民票、運転免許証の写し等の個人情報を取得します。これら個人情報の管理に関しては、研修等により継続的に啓蒙活動を行い、役職員の個人情報保護に対する意識を高めるとともに、個人情報保護の具体的な業務手続きを定めた個人情報保護規程に則って業務を遂行しております。また、例えば、コンピュータシステム及びサーバー等のセキュリティ・アクセス権限は対象者に限定するなど、システム部門の牽制体制を構築し、情報漏洩の防止に努めております。しかしながら、このような対策を講じたにも関わらず個人情報が外部に流出した場合には、当社グループのビジネスに対する信頼が低下するだけでなく、実際に当該情報を利用した詐欺被害等が発生する可能性が皆無とは言えず、これら信頼の低下や損害賠償請求等に伴い当社グループの業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

#### (7) 社会的信用力の低下のリスクについて

中古自動車は同型車種であっても新車のような均一性がなく、前所有者の使用状況や整備状況により、それぞれの商品の品質状態が異なっております。そのため、当社グループは、商品の点検整備に細心の注意を払っており、かつ商品の保証を一定の期間行っておりますが、一定の品質を確保することが困難な場合があり、商品の故障等がクレームの主な発生要因となっております。従って、今後、店舗数・顧客数の増加によりクレーム発生件数は増加していく可能性が高く、その結果、顧客及び社会における信頼が低下し、当社グループの業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

#### (8) 燃料価格の急激な変動に伴うリスクについて

当社グループが取扱う中古車(自動車)の販売動向は、燃料価格の変動の影響を受けます。従って、燃料価格が急激に上昇することにより消費者が買い替えを控える等消費行動が大きく変化した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

#### (9) 同業者との競合リスクについて

当社グループが属する中古車販売市場の市場規模は、国内人口の減少や若年層の嗜好性の変化などに伴い、今後縮小していくと考えられます。当社グループはこのような市場環境の中で、取扱車種の絞込みやドミナント型の出店等の営業戦略により成長を目指しておりますが、既存店はもとより新規出店に関しても同業者との競争が今後更に激しくなると予測されることから、利益の確保が現状より厳しくなる可能性があります。

#### (10)有利子負債の依存について

当社グループは、出店資金を主に金融機関からの借入れで調達しております。近年出店を積極的に行った結果、 有利子負債の残高は年々増加しており、また、総資産に占める有利子負債の比率も高くなっております(下表参 照)。そのため、金融情勢の変化に伴い金利が変動した場合には、支払利息が増加する等、当社グループの業績及び 財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

	平成27年11月期末	平成28年11月期末	平成29年11月期 第 3 四半期末
有利子負債残高(百万円)	9,893	12,909	<u>13,511</u>
有利子負債依存度(%)	55.4	55.0	<u>50.5</u>

(注) 有利子負債残高は、短期及び長期借入金(1年内返済予定を含む)、社債(1年内償還予定を含む)の合計額であります。

#### (11)古物営業法の順守について

当社グループの行う中古車輌の買取り及び販売業務は古物営業法の規制を受けます。当社グループは古物取扱業者として、各都府県の公安委員会より許可を受け中古自動車の買取り及び販売業務を行っております。なお、古物商の許可に有効期限の定めはありません。

古物営業法及び関連法令の要旨は以下のとおりです。

#### A . 目於

この法律は、盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るため、古物営業に係る業務について必要な規制等を行い、もって窃盗その他の犯罪の防止を図り、及びその被害の迅速な回復に資することを目的とする(第1条)。

#### B . 規制の要旨

- (a) 古物の売買もしくは交換を行う営業を営もうとする者は、所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない(第3条)。
- (b) 古物の買い受けもしくは交換を行う場合、又は売却もしくは交換の委託を受けようとする場合には、その相手方の住所、氏名、職業、年齢が記載された文書(その者の署名のあるものに限る。)の交付を受けなければならない(第15条)。
- (c) 売買もしくは交換のため、又は売買もしくは交換の委託により、古物を受け取り、又は引き渡したときは、 その都度、取引の年月日、古物の品目及び数量、古物の特徴、相手方の住所、氏名、職業、年齢を帳簿等に 記載、又は電磁的方法により記録し、3年間営業所に備えつけておかなければならない(第16条、第18条)。
- (d) 買い受け、又は交換した古物のうち盗品又は遺失物があった場合においては、被害者又は遺失主は、古物商に対し、盗難又は遺失から1年以内であればこれを無償で回復することを求めることができる(第20条)。

なお、(a)の規制につきましては、古物営業の許可には有効期限は定められておりません。しかし、古物営業法 又は古物営業に関する他の法令に違反した場合で、盗品等の売買等の防止もしくは盗品等の速やかな発見が著し く阻害される恐れがあると認められる場合には、公安委員会は古物営業法第24条に基づき営業の停止及び許可の 取消しを行うことができるとされております。

当社グループでは、警察署への届出の要否を確認する手続き等を社内規程に定め、古物営業法の順守に努めており、現時点では違反事由は発生しておりません。ただし、今後、法令の改正が生じた際の対応が不十分であったり、オペレーションミスが発生すること等により監督当局より処分を課される可能性は皆無ではなく、結果、営業許可の取消等により、当社グループの業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

#### (12)道路運送車両法の順守について

当社グループの行う自動車登録業務及び車輌運搬業務は道路運送車両法の規制を受けており、また、主要な店舗に併設する整備工場についても同法に基づく認証・指定を受ける必要があります。当社グループは、車輌登録等の業務手続きに同法の求める手続きを盛り込み、同法の順守に努めておりますが、人為的なミス、同法の改正あるいは運輸局との見解の相違等により、同法に抵触する可能性は皆無ではなく、その結果、自動車整備事業の営業停止等の処分が科せられた場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

#### (13)その他の法的規制のリスクについて

当社グループは、保険代理店業務を行っており、保険業法の求める義務(重要事項の説明義務等)を負っております。また、当社グループは、自動車関連税制や消費税等の税法や金融商品取引法等、種々の法令や規則等の規制を受けております。今後、これら法令等の改廃や新設があった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

#### (14)計画通りに出店を行えないリスクについて

当社グループは、ローコストで出店を行うために居抜き物件をメインの出店用地と考えていることから、計画的に物件を確保することが困難な場合があります。事業用借地で新築物件を建てることも考えられますが、この場合建築費用等の出店コストがかさみ収益を圧迫する可能性があります。

また、出店を計画的に進めるにあたり、店舗の責任者やスタッフの育成が必要不可欠ですが、人材の獲得ないし 育成が計画どおりに行えない場合、出店計画が遅延する可能性があります。また、当社グループの業績や経済環境 の変化によっては、金融機関の融資態度が硬化し、出店に必要な資金の調達が困難になる可能性があります。

以上のように、計画どおりに出店が行えない場合には、成長戦略を実現することが困難となり、当社グループの 業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

# (15)事実と異なる風説が流布することについて

当社グループは、主にインターネットの中古車情報ページを介して集客に努めており、当該サイトの口コミ情報などや掲示板等の情報は、当社グループを利用しようとする顧客にとって重要な判断材料となります。一方、インターネット等を通じて当社グループや役職員に対する事実と異なる悪評・誹謗・中傷等の風説が流布される可能性もあり、この場合、信頼及び企業イメージが低下し、当社グループの業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

#### (16)財務制限条項について

当社グループは、主に金融機関からの借入れにより大型設備投資を実施しておりますが、当該借入契約の中には 財務制限条項が設けられているものがあります。従来より金融機関とは持続的に円満な関係を築いておりますが、 財務制限条項のいずれかに該当した際には既存の借入金に対する金利が上昇する旨の条件が付されているため(現状 のスプレッドから年利0.5%の金利上昇)、財務制限条項に抵触する事態に陥った場合には、当社グループの業績及 び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

#### (17)天候の影響について

当社グループは全国に店舗を展開しておりますが、大雪や台風といった天候上の問題により営業活動を行えない可能性があります。このような状態が長期に亘った場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

# 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ネクステージ 本社 (名古屋市中区新栄町一丁目1番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

# 第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 第五部 【特別情報】